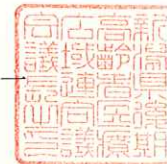


新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長 古泉 幸一



新潟県後期高齢者医療広域連合議会訓令第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規定

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第4条第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報(議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)」に改め、同条第2項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第2号中「保有個人情報」を「保有個人情報(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)」に改める。

第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第1号、様式第10号及び様式第16号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条第1項の改正規程、第5条第1項及び第2項の改正規定並びに第11条の見出しの改正規定 公布の日
 - (2) 第3条第6号から第8号まで、第11号及び第14号並びに第10条第1項第

1号並びに様式第1号、様式第10号及び様式第16号の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年12月2日）

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の新潟県後期高齢者医療広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例施行規程

新旧対照表

改正後	現行
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u> (9)～(10) (略) (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (12)・(13) (略) (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u> (15)～(17) (略)	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u> (9)～(10) (略) (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (12)・(13) (略) (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u> (15)～(17) (略)

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

- (2)～(5) (略)

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)・(2) (略)

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2)～(5) (略)

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)・(2) (略)

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) (略)

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目

(3)～(5) (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報

_____の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) (略)

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報

_____の項目

(3)～(5) (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において

「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証_____、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2～5 (略)

(開示決定等の際に通知すべき事項)

第11条 (略)

様式第1号

略

(削る)

略

様式第10号

略

(削る)

略

「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2～5 (略)

(開示決定等の通知)

第11条 (略)

様式第1号

略

☐健康保険被保険者証

略

様式第10号

略

☐健康保険被保険者証

略

様式第16号 略 (削る) 略	様式第16号 略 <u>□健康保険被保険者証</u> 略
--------------------------	---------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条第1項の改正規程、第5条第1項及び第2項の改正規定並びに第11条の見出しの改正規定 公布の日
 - (2) 第3条第6号から第8号まで、第11号及び第14号並びに第10条第1項第1号並びに様式第1号、様式第10号及び様式第16号の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年12月2日）
- (経過措置)
- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の新潟県後期高齢者医療広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。